

平成 21 年 5 月 29 日  
経 営 支 援 課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成 21 年 5 月 25 日 (月) 14 時 00 分 ~ 16 時 00 分

2 会 場

青森県庁 4 階 商工労働部第一会議室

3 出席者名

吉原会長、倉田委員、月舘 (淳) 委員、本間委員、木村委員、佐藤委員、  
月舘 (敏) 委員

経営支援課 4 名

4 議事の概要

(1) 議題 1 前回の議事概要案及び届出状況等について

事務局から資料 1 に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題 2 届出案件について

【むつ M & D モールに係る変更について】

本件について、事務局から資料 2 に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

24 時間営業となるので、防犯対策はどうなっているのか。

設置者が定期的に従業員による巡視を行うこととしている。

以上のことを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

- ・騒音レベルの夜間最大値が一部の予測地点で超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ショッピングパークむつに係る変更について】

本件について、事務局から資料 3 に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

出入口 のところの道路は。

これまでも、私道としてあったが、あまり使われていなかった。出入口が、前面の国道338号のみであると交通が集中するので、この出入口を活用することによって、交通を分散できる。

しまむらは、荷さばきの時間帯を24時間としているが、21時以降は一般車両が入らないようにしているが、どうやって荷さばき施設にいれるのか。

搬送するドライバーが鍵を持っており、店舗に荷物を置いてくるだけである。

以上のことを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。

但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

- ・騒音レベルの夜間最大値が一部の予測地点で超過していることから、駐車場の騒音対策については特に徹底するとともに、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

#### 【ユニバースむつ旭町店に係る新設について】

本件について、事務局から資料4に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

駐車場の下に、一時貯留池を設置しているが、雨水が入りやすい構造になっているか。また、歩行者の安全を確保している構造となっているか。

地域県民局の地域整備部及び市と協議しながら整備を行っていることから、問題はないと考えている。

以上のことを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望として求めることとした。

- ・騒音レベルの夜間最大値が一部の予測地点で超過しており、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

#### (3) 議題3 その他について

弘前市に係る大規模小売店舗立地法の特例区域について事務局から説明した。